

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例（案）

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

火葬料	火葬料	火葬料	火葬料
柩保管料	柩保管料	柩保管料	柩保管料
一柩（二十四時 間以内につき）	一柩（二十四時 間以内につき）	一柩（二十四時 間以内につき）	一柩（二十四時 間以内につき）
二千円	○円	八千二百十円	五万九千六百円
		一万二千円	七万一千五百二十円
		五千九百六十円	九千八百五十円
		一万二千二百四十円	一万二千二百四十円

に改める。

を

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都葬儀所条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都瑞江葬儀所の火葬料等について、受益者負担の考え方を改め、使用料を改定する必要がある。

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）新旧対照表（抄）

		改 正 案		第一条から第十九条まで (現行のとおり)		別表第一 (第二条関係)	
				使 用 料		金額	
		名 称 種 別		単 位		東京都の区域内に住所を有する者	
備考 (現行のとおり) 別表第一 (第十五条関係) (現行のとおり)		瑞江葬儀所	柩保管料	火葬料	一柩	単位	東京都の区域内に住所を有する者
備考 (略) 別表第二 (第十五条関係) (略)		瑞江葬儀所	柩保管料	火葬料	一柩	単位	東京都の区域内に住所を有する者